

平成 16 年 6 月 8 日

診療体制検討委員会委員長
卒後臨床研修委員会委員長

大阪大学医学部附属病院において、研修医が単独で
行ってよい処置・処方の基準について

大阪大学医学部附属病院における診療行為のうち、研修医が、指導医の同席なしに単独で行ってよい処置と処方内容の基準を示す。実際の運用に当たっては、個々の研修医の技量はもとより、各診療科・診療部門における実状を踏まえて検討する必要がある。各々の手技については、例え研修医が単独で行ってよいと一般的に考えられるものであっても、初めて実施するときは、上級医・指導医の指導を受けることとし、施行が困難な場合は無理をせずには上級医・指導医に任せる必要がある。なお、ここに示す基準は通常の診療における基準であって、緊急時はこの限りではない。

. 診察

研修医が単独で行ってよいこと

- A . 全身の視診、打診、触診
- B . 簡単な器具 (聴診器、打腱器、血圧計などを用いる全身の診察)
- C . 直腸診
 - ・小児科では、研修医単独で行ってはならない
- D . 耳鏡、鼻鏡、間接喉頭鏡、検眼鏡による診察
 - ・診察に際しては、組織を損傷しないように十分に注意する必要がある

研修医が単独で行ってはいけないこと

- A . 内診

. 検査

1 . 生理学的検査

研修医が単独で行ってよいこと

- A . 心電図
- B . 脳波
- C . 呼吸機能 (肺活量など)
- D . 聴力、平衡、味覚、嗅覚、知覚
- E . 視野、視力
- F . 眼球に直接触れる検査
 - ・眼球を損傷しないように注意する必要がある
 - ・小児科では、研修医単独で行ってはならない

研修医が単独で行ってはいけないこと

- A . 筋電図、神経伝導速度

2 . 内視鏡検査など

研修医が単独で行ってはいけないこと

- A . 直腸鏡
- B . 肛門鏡
- C . 食道鏡
- D . 胃内視鏡
- E . 大腸内視鏡
- F . 気管支鏡
- G . 喉頭鏡
- H . 膀胱鏡

3 . 画像検査

研修医が単独で行ってよいこと

- A . 超音波

・内容によっては誤診に繋がる恐れがあるため、検査結果の解釈・判断は指導医と協議する必要がある

研修医が単独で行ってはいけないこと

- A . 単純X線撮影
- B . CT
- C . MRI
- D . 血管造影
- E . 核医学検査
- F . 消化管造影
- G . 気管支造影
- H . 脊髄造影

4 . 血管穿刺と採血

研修医が単独で行ってよいこと

- A . 末梢静脈穿刺と静脈ライン留置

・血管穿刺の際に神経を損傷した事例もあるので、確実に血管を穿刺する必要がある
・困難な場合は無理をせずに指導医に任せる

- B . 動脈穿刺

・肘窩部では上腕動脈は正中神経に伴走しており、神経損傷には十分に注意する
・動脈ラインの留置は、研修医単独で行ってはならない
・困難な場合は無理をせずに指導医に任せる

- ・小児の場合は、指導医と共に行う

研修医が単独で行ってはいけないこと

- A . 中心静脈穿刺 (鎖骨下、内頸、大腿)
- B . 動脈ライン留置
- C . 小児の採血
 - ・特に指導医の許可を得た場合はこの限りではない
 - ・年長の小児はこの限りではない
- D . 小児の動脈穿刺

5 . 穿刺

研修医が単独で行ってよいこと

- A . 皮下の囊胞
- B . 皮下の膿瘍

研修医が単独で行ってはいけないこと

- A . 深部の囊胞
- B . 深部の膿瘍
- C . 胸腔
- D . 腹腔
- E . 膀胱
- F . 腰部硬膜外穿刺
- G . 腰部くも膜下穿刺
- H . 針生検
- I . 関節
- J . 骨髓穿刺

6 . 産科婦人科

研修医が単独で行ってはいけないこと

- A . 膜内容採取
- B . コルポスコピー
- C . 子宮内操作
- D . 羊水穿刺
- E . 分娩管理
 - ・外計測モニター装着はこの限りでない

7 . その他

研修医が単独で行ってよいこと

- A . アレルギー検査 (貼付)
- B . 長谷川式痴呆テスト

C . MMSE

研修医が単独で行ってはいけないこと

- A . 発達テストの解釈
- B . 知能テストの解釈
- C . 心理テストの解釈'

．治療

1 . 処置

研修医が単独で行ってよいこと

- A . 皮膚消毒、包帯交換
- B . 創傷処置
- C . 外用薬貼付・塗布
- D . 気道内吸引、ネプライザー
- E . 酸素投与
- F . 導尿.

- ・前立腺肥大などのためにカテーテルの挿入が困難なときは無理をせずに指導医に任せる
- ・新生児や未熟児及び小児では、研修医が単独で行ってはならない

G . 浸腸

- ・新生児や未熟児では、研修医が単独で行ってはならない
- ・潰瘍性大腸炎や老人、その他、困難な場合は無理をせずに指導医に任せる。

H . 胃管挿入（経管栄養目的以外のもの）

- ・反射が低下している患者や意識のない患者では、胃管の位置をX線などで確認する
- ・新生児や未熟児及び小児では、研修医が単独で行ってはならない
- ・困難な場合は無理をせずに指導医に任せる

I . 心マッサージ

J . 電気的除細動

K . 蘇生処置

- ・ただし、CPRコール等応援を求める

研修医が単独で行ってはいけないこと

- A . ギブス巻き
 - ・指導医の許可を得た場合はこの限りではない
- B . ギブスカット
 - ・指導医の許可を得た場合はこの限りではない
- C . 胃管挿入（経管栄養目的のもの）
- D . 気管カニューレ交換
- E . 気管内挿管

2. 注射

研修医が単独で行ってよいこと

- A. 皮内.
- B. 皮下
- C. 筋肉
- D. 末梢静脈
- E. 輸血

・輸血によりアレルギー歴が凝われる場合には無理をせずに指導医に任せる

研修医が単独で行ってはいけないこと

- A. 中心静脈 (穿刺を伴う場合).

- B. 動脈 (穿刺を伴う場合)

・目的が採血ではなく、薬剤注入の場合は、研修医が単独で動脈穿刺をしてはならない。

- C. 関節内

3. 麻酔

研修医が単独で行ってよいこと

- A. 局所浸潤麻酔

・局所麻酔薬のアレルギーの既往を問診すること

研修医が単独で行ってはいけないこと

- A. 局所浸潤麻酔を除く全ての麻酔

4. 外科的処置

研修医が単独で行ってよいこと

- A. 抜糸

- B. ドレーン抜去 (胸腔・縦隔ドレーン抜去は除く)

・時期、方法については指導医と協議する

- C. 皮下の止血

- D. 皮下の膿瘍切開・排膿

研修医が単独で行ってはいけないこと

- A. 皮膚の縫合

・指導医の許可があった場合はこの限りではない

- B. 深部の止血

・応急処置を行うのは差し支えない

- C. 深部の膿瘍切開・排膿

- D. 深部の縫合

- E. 胸腔・縦隔ドレーン抜去

5. 処方

研修医が単独で行ってよいこと

A. 一般の内服薬

- ・処方箋の作成の前に、処方内容を指導医と協議する

B. 注射処方(一般)

- ・処方箋の作成の前に、処方内容を指導医と協議する

C. 理学療法

- ・処方箋の作成の前に、処方内容を指導医と協議する

研修医が単独で行ってはいけないこと

A. 内服薬(抗精神薬)

- ・指導医の許可があった場合はこの限りでない

B. 内服薬(麻薬)

- ・法律により、麻薬施用者免許を受けている医師以外は麻薬を処方してはいけない
- ・麻薬施用者免許を受けている研修医で、指導医の許可があった場合はこの限りでない

C. 内服薬(抗悪性腫瘍剤)

- ・指導医の許可があった場合はこの限りでない

D. 注射薬(抗精神薬)

- ・指導医の許可があった場合はこの限りでない

E. 注射薬(麻薬)

- ・法律により、麻薬施用者免許を受けている医師以外は麻薬を処方してはいけない
- ・麻薬施用者免許を受けている研修医で、指導医の許可があった場合はこの限りでない

F. 注射薬(抗悪性腫瘍剤)

- ・指導医の許可があった場合はこの限りでない

6. 精神科専門療法

研修医が単独で行ってはいけないこと

A. 精神療法、電気痙攣療法

. その他

研修医が単独で行ってよいこと

A. インスリン自己注射指導

- ・インスリンの種類、投与量、投与時刻はあらかじめ指導医のチェックを受ける

B. 血糖値自己測定指導

C. 診断書・証明書作成

- ・診断書・証明書の内容は指導医のチェックを受ける

研修医が単独で行ってはいけないこと

A . 病状説明（観血的措置及び手術等の説明を含む）

- ・正式な場での病状説明は、研修医単独で行ってはならないが、ベッドサイドでの病状に対する簡単な質問に答えるのは研修医が単独で行って差し支えない

B . 承諾書の作成、退院（外泊）許可

C . 病理解剖

D . 病理診断報告

- ・指導医の許可を得た場合はこの限りでない